

＜労務セミナーⅠ＞

「経営者が知っておきたい給与・手当・賞与の基礎知識と最新動向」

【給与、配偶者手当等各種手当、賞与について】

主催 鹿児島県経営者協会

従業員は仕事の対価として給料をもらいます。給料の金額については、法律では「最低賃金」についてのルールしかありません。誰にいくら払うのか、月給制にするのか、時給にするのか、なども会社の裁量に任されています。賞与についても法律上、支払い義務はありませんがいずれにしても就業規則でルールを定めなくてはなりません。

給料等は従業員の生活に関わることなので、お互いの認識のズレが発生していると、後々大きな問題となってしまいます。また、所得税や社会保険の扶養の問題、社会保険の適用拡大の問題、それらに伴う配偶者手当（家族手当）のあり方についても、近年、課題となっています。

そこで今回は、自社の給与や手当などのあり方を検討するときに、どのような点に気を付け、どのように対応していくかを徹底解説していただきます。（複数の参加も可能です）

- 1) 日 時 令和6年10月16日（水）13時30分～16時
- 2) 場 所 宝山ホール 2階 第3会議室
- 3) 内 容
 - ・労働基準法等、法律で、給与について決められていること
 - ・社会保険料の会社負担を含めた総額人件費の考え方
 - ・各種手当の問題点とトラブル事例
 - ・配偶者手当と年収の壁と社会保険の適用拡大
 - ・賞与の決定方法、支払い方について ほか

※参加者の皆さまから事前質問を受け付けます。事前質問は10月3日（木）までメールにてお願いいたします。回答には会社名、個人名は出しません。また時間の都合上、すべての質問に回答出来ない場合がございます。予めご了承ください。

[E-mail : keikyopc@po.minc.ne.jp]

- 4) 講 師 社会保険労務士法人 行政書士法人 E M a g e n c y
代表 松田 将紀 氏
- 5) 定 員 40名 [定員になり次第、締め切らせていただきます。複数の参加も可能です]
- 6) 参加費 会 員 3,000円 /人 会員外 18,000円 /人
- 7) 申 込
 - ・下記申込書に記入の上、メールまたはFAXにて事務局へお申込み下さい。
 - ・お申込みのご担当者様に連絡事項等をお送りいたします。
 - ・参加費は、当日会場にて申し受けます。
 - ・請求書送付をご希望の方は、事前にお申し付けください。
- 8) 当日欠席の場合は後日資料をお送りし、参加費は返金いたしませんのでご了承願います。

(切り取らずそのままお送りください)

鹿児島県経営者協会（申し込みは、E-mail keikyopc@po.minc.ne.jp

FAX 099-225-0402 宛てにお願いします。）

＜労務セミナーⅠ＞ 参加申込書

会社名 (TEL)
ご担当者所属 :) FAXまたはメールアドレス
ご氏名 :)

＜参加者＞ 所属部・課名 ご氏名

- 1) _____
- 2) _____

ご記入頂いたデータは、参加者名簿以外への使用はせず、適切な個人情報管理を致します。

＜申し込み先＞ 鹿児島県経営者協会 担当：中尾 TEL 099-222-3489 FAX 099-225-0402

